

航空法における許可・承認の適用除外（「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」要望）

以下の場合について、ドローンの飛行による航空機の航行及び地上の人等の安全を損なうおそれがないと判断できることから、**個別の許可・承認を不要**とするよう、**航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）を改正**し、**9月24日に公布・施行**する。

Before	After
<p>地表又は水面から150m以上の空域の飛行は、国土交通大臣の許可が必要。</p> <p><高層の構造物点検></p>	<p>地表又は水面から150m以上の空域であっても、高層の構造物から30m以内の飛行については、許可を不要とする。</p> <p><高層の構造物点検></p>
<p>①人口密集地上空の飛行は、国土交通大臣の許可が必要。 ②夜間飛行、③目視外飛行、④人や物からの距離が30m以内の飛行、⑤空中散布を含む物の投下は、国土交通大臣の承認が必要。</p> <p><人口密集地、夜間での橋梁点検></p> <p><農作業（空中散布）></p>	<p>①～⑤を行う場合であっても、十分な強度を有する紐等（30m以下）でドローンを係留し、かつ、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じる場合については、許可・承認を不要とする。</p> <p><人口密集地、夜間での橋梁点検></p> <p><農作業（空中散布）></p>